

松江市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）に基づく自立支援教育訓練給付金については、他の法令に定めるものほか、この要綱の定めるところによる。

(事業の目的)

第2条 この要綱は、個々の母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、もって、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、自立支援教育訓練給付金とは、法第31条第1号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第1号の規定による父子家庭自立支援教育訓練給付金をいう。

(対象者)

第4条 本事業の支給対象者は、母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童（20歳に満たないものをいう。）を扶養しているものをいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 松江市内に住所を有していること。
 - (2) 母子・父子自立支援プログラム（母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラムをいう。以下同じ。）の策定等の支援を受けている者であること。
 - (3) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、過去に自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）を受けた者は、原則として本事業の支給対象者となることができない。
 - 3 次に掲げる類似の給付金を受けた者は、市長が本事業の利用が資格取得や適職への就職に真に結びつくと認める場合は、支給対象者とすることができます。
 - (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）

- (2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）
- (3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）
- (4) 高等職業訓練促進給付金
- (5) 求職者支援制度による職業訓練受講給付金
(対象講座)

第5条 本事業の対象講座は、次のとおりとする。

- (1) 一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座
- (2) 特定一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）
- (3) 専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）
(支給額等)

第6条 訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号及び第2号の講座を受講する者であって、受講開始日現在において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。以下「教育訓練経費」という。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が20万円を超える場合は20万円とし、1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給を行わないものとする。）
- (2) 前条第3号の講座を受講する者であって、受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（次号に掲げる者を除く。） 教育訓練経費の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額（この場合160万円を超えるときは、160万円）とし、1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給を行わないものとする。）
- (3) 前条第3号の講座を受講する者であって、受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している

場合を含む) 者に限る。) 教育訓練経費の額に 100 分の 85 を乗じて得た額 (その額が修学年数に 60 万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に 60 万円を乗じて得た額(この場合 240 万円を超えるときは、240 万円)とし、その額が 1 万 2 千円を超えない場合は訓練給付金の支給を行わないものとする。)

- (4) 受講開始日現在において前 3 号以外の受給資格者 前各号に定める額から雇用保険法第 60 条の 2 第 4 項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金 (以下「教育訓練給付金」という。) の額を差し引いた額 (その額が 1 万 2 千円を超えない場合は訓練給付金の支給を行わないものとする。)

(事前相談の実施)

第 7 条 市長は、事前に受講を希望する母子家庭の母又は父子家庭の父からの相談に応じるとともに受給要件について把握するものとする。

(受給要件の審査)

第 8 条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、受講しようとする講座について自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書 (様式第 1 号) により、受講開始前に対象講座の指定を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、これを省略することができる。

- (1) 母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

3 市長は、第 1 項の申請があったときは、対象講座の指定の可否を決定するとともに、その旨を自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書 (様式第 2 号。以下「受講対象講座指定通知書」という。) により当該訓練給付金の支給を受けようとする者に通知しなければならない。

(訓練給付金の支給申請)

第 9 条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象講座の受講修了日 (専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日をいう。) から起算して 30 日以内 (雇用保険法施行規則 (昭和 50 年労働省令第 3 号) 第 101 条の 2 の 12 第 4 項に規定する支給単位期間 (以下「支給単位期間」という。) ごとに訓練給付金の支給を受けようとする場合は、支給単位期間末日の翌日から起算

して 30 日以内) に自立支援教育訓練給付金支給申請書 (様式第 3 号) により市長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りではない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、これを省略することができる。

- (1) 母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等、自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- (3) 受講対象講座指定通知書
- (4) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書 (支給単位期間ごとに訓練給付金の支給を受けようとする場合は、雇用保険法施行規則第 101 条の 2 の 4 に規定する受講証明書 (以下「受講証明書」という。))
- (5) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書
- (6) 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類
(訓練給付金の追加支給申請)

第 10 条 第 6 条第 1 項第 3 号に規定する者が、訓練給付金の追加支給を受けようとするときは、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して 1 年以内に就職等した日から 30 日以内 (専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して 30 日以内) に、自立支援教育訓練給付金支給申請書 (追加支給用)」(様式第 4 号。以下「支給申請書 (追加支給用)」という。) により市長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めた場合は、この限りではない。

2 前項の支給申請書 (追加支給用) には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、これを省略することができる。

- (1) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等、自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- (3) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書

- (4) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書
- (5) 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類
- (6) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父が資格の取得をしたことを証明する書類
(支給決定)

第 11 条 市長は、第 9 条第 1 項又は前条第 1 項の申請があったときは、支給の可否及びその支給額を決定するとともに、遅滞なくその旨を母子家庭の母又は父子家庭の父に通知するものとする。

2 市長は、第 6 条第 1 項第 2 号に規定する者に対する訓練給付金の支給にあっては、支給単位期間ごとに訓練給付金を支給することができる。この場合において、市長は、あらかじめ受講対象講座を実施する教育訓練施設に対して受講証明書の発行が可能であることを確認するなど、関係機関と連絡調整した上で、その支給を決定しなければならない。

(訓練給付金の返還)

第 12 条 市長は、偽りその他不正な手段により訓練給付金の支給を受けた者があるときは、既に支給した訓練給付金の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(雑則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 8 月 30 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第 4 条第 1 項第 2 号、第 6 条第 1 項第 3 号、第 9 条第 2 項第 2 号及び第 10 条第 2 項第 2 号の規定は、令和 6 年 8 月 30 日以後に教育訓練講座の指定を受けた者について適用し、同日前に教育訓練講座の指定を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 11 条第 2 項の規定は、令和 6 年 8 月 30 日以後に修了した訓練給付金について適用し、同日前に修了した訓練給付金については、なお従前の例による。